

平成 22 年(行ク)第 4 号 仮の義務付命令の申立て事件

決 定

申立人

同代理人弁護士
同
同
同

竹下義樹
池田直樹
岡健太郎
芝野友樹

和歌山市七番丁 23 番地

相手方
同代表者市長
処分行政庁
同代理人弁護士
同
同復代理人弁護士

和歌山市
大橋建一
和歌山市福祉事務所長
小松孝雄
辻本圭三人
木村義研
大饗策

主 文

- 1 処分行政庁は、本決定の確定の日から平成 24 年 5 月末日まで（ただし、同時点までに、本案事件（当庁平成 22 年(行ウ)第 11 号行政処分義務付等請求事件のうち、申立人が平成 23 年 5 月 11 日にした介護給付費支給申請に対する支給決定の義務付けに係る部分）の判決が確定したときはそのときまで）の間、申立人に対し、申立人が平成 23 年 5 月 11 日にした介護給付費支給申請に対して、重度訪問介護の支給量を 1 か月 511.5 時間とする障害者自立支援法に基づく支給決定を仮にせよ。
- 2 申立人のその余の申立てを却下する。

3 申立費用は相手方の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

処分行政庁は、申立人に対し、申立人が平成23年5月11日にした介護給付費支給申請に対して、重度訪問介護の支給量を1か月651時間とする障害者自立支援法に基づく支給決定を仮にせよ。

第2 事案の概要

本件は、申立人が、平成23年5月11日、重度訪問介護の支給量を1か月651時間とする障害者自立支援法に基づく介護給付費（平成23年度分）の支給申請をしたのに対し、処分行政庁が、同月31日付けで、1か月268時間にとどめる支給決定をしたため、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき、処分行政庁に対し、1か月651時間とする支給決定をするよう仮に義務付けることを求めた事案である。

1 法令等の定め

(1) 障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）には、以下の定めがある。

ア この法律は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことできる地域社会の実現に寄与することを目的とする（1条）。

イ この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害

者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいう（5条1項前段）。

ウ この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう（5条3項）。

エ 自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない（7条）。

オ 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない（19条1項）。

カ 支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする（19条2項本文）。

キ 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない（20条1項）。

ク 市町村は、20条1項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うものとする（22条1項）。

ケ 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月

を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならぬ（22条4項）。

コ 支給決定は、厚生労働省令で定める期間（以下「支給決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する（23条）。

サ 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる（24条1項）。

シ 市町村は、前項の申請又は職権により、22条1項の厚生労働省令で定める事項を勘査し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる（24条2項本文）。

ス 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者若しくは障害者支援施設から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する（29条1項）。

(2) 障害者自立支援法施行令には、以下の定めがある。

自立支援法7条の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする（2条）。

介護保険法の規定による介護給付（高額医療合算介護サービス費の支給を除く。）、予防給付（高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。）及び市町村特別給付 受けることができる給付
--

(3) 障害者自立支援法施行規則（以下「本件規則」という。）には、以下の定めがある。

ア　自立支援法5条3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助とする（1条の3）。

イ　自立支援法20条1項の規定に基づき支給決定の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない（7条1項）。

⑥ 当該申請に係る障害福祉サービスの具体的な内容

ウ　自立支援法22条1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする（12条）。

①　自立支援法20条1項の申請に係る障害者等の障害程度区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況

②　当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況

③　当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況

④　当該申請に係る障害児が現に児童福祉法42条に規定する知的障害児施設、同法43条に規定する知的障害児通園施設、同法43条の2に規定する盲ろうあ児施設、同法43条の3に規定する肢体不自由児施設又は同法43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況

⑤　当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況

- ⑥ 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（第3号から前号までに掲げるものに係るものと除く。）の利用の状況
- ⑦ 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的な内容
- ⑧ 当該申請に係る障害者等の置かれている環境
- ⑨ 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況
- エ 自立支援法22条4項に規定する厚生労働省令で定める期間は、1月間とする（13条）。
- オ 自立支援法23条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする（15条1項）。
- ① 重度訪問介護 1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

(4) 自立支援法に基づく介護給付費支給決定については、相手方において、「和歌山市介護給付費における支給決定基準」（以下「相手方支給基準」という。）が定められており、重度訪問介護支給決定基準及び非定型の支給決定基準については、以下の定めがある（甲総3、乙総1）。

ア 重度訪問介護支給決定基準

(イ) 対象者

障害程度区分4以上で、次の項目にいずれにも該当する者とする。

- ① 二肢以上に麻痺等があること
- ② 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

(ウ) 基本時間の算出

別紙1相手方支給基準1のとおり、障害程度区分と介護力の大きさをA・B・Cの3段階に分け、基本時間を算出する。

(イ) 加算時間の算出

別紙1相手方支給基準2のとおり、「住居の状況・世帯の状況に関すること」4項目、「本人の身体の状況に関すること」7項目で該当する項目におのおの評価点数を設ける。

別紙1相手方支給基準2で算出した合計点数の区分ごとに、別紙1相手方支給基準3のとおり加算割合を乗じて加算時間数を算出する。

(ロ) 減算時間の算出

別紙1相手方支給基準4のとおり、以下の項目について減算する。

- ① ケアホーム入居者の経過的給付の場合、障害程度区分ごとに減算を行う。
- ② 日中活動系サービスを利用している場合、障害程度区分ごとに減算を行う。
- ③ 介護保険対象者の場合、障害程度区分ごとに減算を行う。

イ 非定型の支給決定基準

利用者の希望する支給決定量が、和歌山市が必要として勘案した支給決定案を著しく超過する場合は、和歌山市介護給付等の支給に関する審査会（以下「本件審査会」という。）に諮り、意見を聞いたうえで支給決定を行うものとする。

2 爭いのない事実等

(1) 当事者等

ア 申立人（昭和11年6月12日生）は、和歌山市内に居住する者であり、筋萎縮性側索硬化症（ALS）による両上肢機能全麻、両下肢機能全麻、言語機能喪失の障害を有しており、身体障害者等級1級の認定を受けている（甲B2）。

イ 相手方は、普通地方公共団体であり、自立支援法に基づく介護給付費支給決定及び支給変更決定を行う権限を有している（同法19条1項、2項本文、24条1項、2項本文。上記1(1)オカサシ）。

そして、相手方においては、同法22条1項による介護給付費等の支給の要否の決定に関する和歌山市長に属する権限が、和歌山市福祉事務所長（処分行政庁）に委任されている（和歌山市福祉事務所長に対する事務委任規則2条）。

(2) 本件の経緯

ア 申立人は、平成22年9月16日、当裁判所に対し、相手方を被告として、①処分行政庁が平成22年5月18日付けでした重度訪問介護の支給量を1か月268時間とする介護給付費支給決定（平成22年度分）の取消し、②重度訪問介護の支給量を1か月651時間とする支給決定（平成22年度分）の義務付け並びに③慰謝料100万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴えを提起した（当庁平成22年（行ウ）第11号行政処分義務付等請求事件）。

イ 申立人は、平成23年4月14日、上記アの訴えにつき、①の訴えを取り下げた。

ウ 申立人は、同年5月11日、処分行政庁に対し、重度訪問介護の支給量を1か月651時間以上とする自立支援法に基づく介護給付費の支給申請（平成23年度分）をした（甲B14、18・1頁）。

エ これに対し、処分行政庁は、同月31日付けで、重度訪問介護の支給量を1か月268時間とする支給決定（以下「本件決定」という。）をした（甲B14）。

オ 申立人は、同年6月24日、本件決定を不服として、和歌山県知事に対して審査請求をした（甲B19）。

カ 申立人は、同年9月21日、上記アの訴えにつき、④本件決定（平成2

3年度分)の取消し及び⑥処分行政庁が同年5月31日付けでした重度訪問介護の支給量を1か月268時間とする介護給付費支給決定(平成22年度分)の取消しを求める訴えを追加し、上記②の請求を、⑥申立人が平成22年4月19日にした支給申請(平成22年度分)に対する、重度訪問介護の支給量を1か月651時間とする支給決定の義務付け及び⑦申立人が平成23年5月11日にした支給申請(平成23年度分)に対する、重度訪問介護の支給量を1か月651時間とする支給決定の義務付けを求める訴えに訂正する旨の訴えの変更をした(以下、当庁平成22年(行ウ)第11号行政処分義務付等請求事件のうち上記⑦の請求に係る部分を「本案事件」という。)。

3 主たる争点

- (1) 義務付けの訴えに係る処分がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるか
- (2) 本案について理由があるとみえるか

4 当事者の主張

本件申立てに係る申立人の主張は、別紙2の1ないし6のとおりである。
これに対する相手方の主張は、別紙3の1ないし3のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 前提事実

疎明資料及び審尋の結果によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件申立てに至る経緯

ア 平成19年度の支給決定

ケ) 申立人は、平成19年4月13日、処分行政庁に対し、自立支援法に基づく介護給付費支給申請をした(乙B2)。

これに対し、処分行政庁は、同年5月29日付けで、重度訪問介護の支給量を1か月130時間とする支給決定をした(乙B3)。

(イ) 申立人は、同年8月30日、処分行政庁に対し、上記(ア)の支給決定につき、自立支援法に基づく支給決定変更申請をした（甲B4・2頁、乙B11・2頁）。

これに対し、処分行政庁は、同年9月4日付けで、支給量を1か月46時間増量し、1か月176時間とする支給決定変更決定をした（甲B4・1頁、乙B11・1頁）。

(ロ) 申立人は、同年11月16日、処分行政庁に対し、さらに自立支援法に基づく支給決定変更申請をした（乙B4）。

相手方支給基準における重度訪問介護支給決定基準（上記第2の1(4)ア）に従った算定では1か月176時間になつたため、処分行政庁は、申立人の健康状態や希望する支給量等を勘案し、相手方支給基準における非定型（上記第2の1(4)イ）に従つて決定することとした（甲B5）。

そこで、処分行政庁は、以下の案を作成し、本件審査会に諮問した上で、平成20年1月8日付けで、支給量を1か月268時間とする支給決定をした（甲B5、6、乙B5）。

a 1か月248時間=8時間/日×31日

b 夜間緊急分 1か月20時間

c 合計 1か月268時間

イ 平成20年度の支給決定

申立人は、平成20年5月2日、処分行政庁に対し、自立支援法に基づく介護給付費支給申請をした（乙B6）。

これに対し、処分行政庁は、同年6月3日付けで、支給量を1か月268時間とする支給決定をした（乙B7）。

ウ 平成21年度の支給決定

申立人は、平成21年4月27日、処分行政庁に対し、介護給付費支給申請をした（乙B8）。

これに対し、処分行政庁は、同年5月19日付けで、支給量を1か月268時間とする支給決定をした（乙B9）。

エ 平成22年度の支給決定

（ア）申立人は、平成22年4月19日、処分行政庁に対し、介護給付費支給申請をした（甲B3・3頁）。

相手方支給基準における重度訪問介護支給決定基準（上記第2の1(4)ア）に従った算定では1か月206時間になったため、処分行政庁は、申立人の健康状態や希望する支給量等を勘案し、相手方支給基準における非定型（上記第2の1(4)イ）に従って決定することとした（甲B3）。

そこで、処分行政庁は、以下の案を作成し、本件審査会に諮問した上で、同年5月18日付けで、支給量を1か月268時間とする支給決定をした（甲B1、3、7）。

a 主たる介護者である申立人の妻の就寝時間等相当分

1か月248時間=8時間/日×31日

b 申立人の妻の体調不良等やむを得ない場合の緊急時対応分

1か月20時間

c 合計 1か月268時間

（イ）申立人は、同年7月16日、上記（ア）の支給決定を不服として、和歌山県知事に対して審査請求をしたところ、同知事は、平成23年3月15日付けで、上記（ア）の支給決定を取り消す旨の裁決をした（甲B11）。

（ウ）上記（イ）を受けて、処分行政庁は、平成22年度の支給決定を再度行うこととなった。

相手方支給基準における重度訪問介護支給決定基準（上記第2の1(4)ア）に従った算定では1か月206時間になったため、処分行政庁は、申立人の健康状態や希望する支給量等を勘案し、相手方支給基準における非定型（上記第2の1(4)イ）に従って決定することとした（甲B17）。

そこで、処分行政庁は、以下の案を作成し、本件審査会に諮問した上で、同年5月31日付で、支給量を1か月268時間とする支給決定をした（甲B13、15ないし17）。

a 主たる介護者である申立人の妻の就寝時間等相当分

$$1\text{か月}248\text{時間}=8\text{時間}/\text{日}\times 31\text{日}$$

b 申立人の妻の体調不良等やむを得ない場合の緊急時対応分

$$1\text{か月}20\text{時間}$$

c 合計 1か月268時間

(イ) 申立人は、同年6月24日、上記(ウ)の支給決定を不服として、和歌山県知事に対して審査請求をした（甲B19）。

オ 平成23年度の支給決定

(ア) 申立人は、平成23年5月11日、処分行政庁に対し、重度訪問介護の支給量を1か月651時間以上とする介護給付費支給申請をした（甲B18・3頁）。

これに対し、処分行政庁は、同年5月31日付で、支給量を1か月268時間とする本件決定をした（甲B14、18・1頁）。

(イ) 申立人は、同年6月24日、上記(ア)の支給決定を不服として、和歌山県知事に対して審査請求をした（甲B19）。これに対する裁決はまだされていない。

カ 障害程度区分

申立人は、平成19年度の支給決定の当時（上記ア(イ)），処分行政庁から、自立支援法における障害程度区分を区分6とする認定を受けていたところ（乙B3），平成22年6月18日，再び区分6とする認定を受けた（甲B3・9頁）。

(2) 申立人の身体状況等（甲総42、60、甲B8、15ないし17、21、22、森田隆司の審尋結果、[REDACTED]（以下[REDACTED]という。）の審尋結果）

ア 現在に至るまでの状況

- (ア) 申立人は、平成18年6月ごろ、ALSの診断を受けた。
- (イ) 申立人は、同年12月ごろ、寝たきりとなり、平成19年3月ごろには、嚥下等が困難な状態となり、その後、胃瘻を造設され、人工呼吸器を常時装着するようになった。

イ 現在の状況

- (ア) 申立人は、全身の筋肉が麻痺しており、身体の中で動かすことができるのは目と左足の小指だけで、それ以外の部分を動かすことができない。そのため、ベッドの上で寝たきりの状態であり、車椅子に乗ることもできず、介助者が体位交換を行わなければならない。
- (イ) 申立人は、自力で呼吸することができないので、人工呼吸器で呼吸を維持している。人工呼吸器やその周辺機器等に異常が発生した場合には、介助者が、手動の人工呼吸器で、直ちに申立人の呼吸を確保しなければならない。
- (ア) 申立人は、自力で食物を嚥下することができないので、胃瘻で流動食を摂取している。この流動食は、1日に3回摂取するが、気管や肺への逆流を防止するため、1回の摂取に約1時間かかり、その後、使用した管の洗浄を行わなければならない。
- (イ) 申立人は、自力でたんやつばを嚥下することができず、口や喉にたんやつばが溜まりやすく、たんやつばが気管に入ると呼吸困難や肺炎を起こす可能性があるので、介助者が、頻繁に吸引しなければならない。
- (ア) 申立人は、自力で排尿することができないので、おむつを装着し、下の方の方法で尿意を介助者に伝え、介助者があてがった尿瓶に排尿している。
- また、申立人は、週に3回程度、敷いた紙おむつの上に排便している。
- (イ) 申立人は、発声することができないが、左足の小指で、重度障害者用

意思伝達装置「伝の心」を操作し、意思表示をすることができる。ただし、この操作には時間がかかるので、迅速に伝えることは困難である。

また、申立人は、まばたきによって、他者からの問い合わせに対し肯定の意思表示をすることができる。

(ア) 一方、申立人は、聴覚、触覚、知能に異常等はない。

(3) 平成23年度における申立人の介護の状況等（甲総60、甲B10、15ないし18、21、22、森田隆司の審査結果、[REDACTED]の審査結果）

ア 申立人は、妻の[REDACTED]（昭和13年1月2日生）及び母の[REDACTED]（大正3年9月29日生）の3人で居住している（甲B18・5頁）。

[REDACTED]は、左変形性股関節症で、全人工股関節置換術の必要があると診断されている（甲B10）。また、高血圧で、めまいもある（甲B10、21）。

[REDACTED]は、平成22年4月、脳梗塞で入院し、現在も和歌山生協病院に入院している。

イ 申立人と[REDACTED]の長男である[REDACTED]が、和歌山市内で、妻及び3人の子と居住している。

ウ [REDACTED]及び[REDACTED]以外の申立人の親族等で、申立人の介護ができる人はいない。

エ 申立人は、株式会社シルバーネスト（以下「シルバーネスト」という。）から、訪問介護員（ヘルパー）2名の派遣を受けている。

2名のヘルパーは、通常、1週間のうち5日間とその余の時間を交代で分担して、24時間、申立人の居宅介護を行っている。

オ 申立人は、1か月に2回、ALSの訪問診療を受け、2週間に1回、目の乾燥や充血に関する訪問診療を受け、1か月に1回、歯の診察の訪問診療を受け、1週間に1回、口腔ケアに関する訪問診療を受けている。

また、申立人は、1週間に4ないし5回、訪問看護を受け、1週間に2

回、訪問マッサージを受け、1週間に1回、訪問入浴のサービスを受けている。

(4) 申立人家族の経済状況等（甲B17, 18, 20, 21, 森田隆司の審尋結果、[] の審尋結果）

ア 申立人は、2か月で約65万円の年金を受給し、[] は、2か月で約8万円の年金を受給しており、その他に特別障害者手当等による収入が1か月で約3万5000円ある。

イ 申立人及び[] が、ヘルパーを常に雇うに足りる十分な資産を有すると認めるに足りる疎明資料はない。

ウ 申立人は、介護保険に関して要介護5の認定を受けており、介護保険法に基づいて、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び福祉用具貸与等について、介護給付を受けている。

エ 申立人は、1日当たり8時間分の介護については自立支援法による介護給付費の支給として、1日当たり3.5時間分の介護については介護保険法による介護給付として、それぞれ公的給付を受けている。

シルバーネストのヘルパーによる介護のうち、1日当たり11.5時間分については、この公的給付によってまかなわれている。

オ 申立人は、介護保険法に係る保険料及び自立支援法に係る利用者負担金以外に、自身の介護サービスに関する支出をしていない。

2 争点(1)（義務付けの訴えに係る処分がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるか）について

(1) 行政事件訴訟法37条の5第1項所定の「義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があるとき」とは、義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされることによって被る損害が、原状回復ないし金銭賠償による填補が不能であるか、又は金銭賠償のみによって甘受させることが社会通念上著しく不合理な程度

に違っていて、そのような損害の発生が切迫しており、社会通念上、これを受けなければならぬ緊急の必要性が存在することをいうと解するのが相当である。

(2) 申立人は、介護保険法による介護給付を含む1日当たり24時間全ての介護サービスについて公的給付が受けられなければ、申立人に十分な介護サービスが提供されなくなるおそれがあるので、申立人の生命等に危険をもたらすという損害が発生し、その損害を避けなければならぬ緊急の必要性が存在する旨主張する。

確かに、上記1(3)のとおり、申立人の妻である■が、申立人と同居していることが認められる。このような事情を考慮すると、申立人が、1日当たり24時間全ての介護サービスについて、公的給付を受けなければならないほど、その生命、身体等に対する危険の発生が切迫しているとまではいえない。

しかし、上記1(2)のとおり、申立人が、体位変換、呼吸、食事、排泄、排泄等、生存に係るおよそ全ての要素について、他者による介護を必要とすること、自力で他者に自分の意思を伝える方法が極めて限定されていることに鑑みると、申立人は、ほぼ當時、介護者がその側において、見守りも含めた介護サービスを必要とする状態にあることが認められる。

しかも、上記1(3)のとおり認められる■の年齢（本件決定当時73歳）や健康状態等に鑑みると、1日当たり20時間分については、職業付添人による介護サービスがなければ、申立人が必要十分な介護サービスを受けることができず、その生命、身体等に対する重大な危険が発生する蓋然性が高いと考えられる。

そして、上記1(4)のとおり認められる申立人の経済状況等も考慮すると、1日当たり20時間分の介護サービスについて公的給付が与えられないことによって申立人が被る損害は、金銭賠償のみによって甘受させることが社会

通念上著しく不合理な程度に達しており、かつ、そのような損害の発生が切迫しており、社会通念上これを避けなければならない緊急の必要性が存在すると認められる。、

ところで、上記1(4)エのとおり、申立人について、現在、1日当たり3.5時間分の介護サービスが、介護保険法による介護給付によってまかなわれていることが認められる。

したがって、申立人について、重度訪問介護の支給量1日当たり16.5時間分、すなわち、1か月511.5時間については、介護給付費支給決定がされないことによって生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認められる。

(3) これに対し、相手方は、申立人が、現在、シルバーネストからヘルパーの派遣を受け、現実に24時間体制で申立人の居宅介護が行われているので、仮の義務付けに係る処分をするべき緊急の必要性はない旨主張する。

しかし、申立人は、シルバーネストに対し、公的給付によってまかなわれていない時間分の介護サービスについて、対価を支払っているわけではないところ（上記1(4)エオ）、シルバーネストが、このような負担を甘受しなければならない義務があるわけではないし、上記1(2)のとおり申立人に必要と認められる介護の内容等も併せて考えると、民間企業にこのような負担を甘受させたままでは、実質的なヘルパーの確保が不可能になるおそれがある。

したがって、現在、申立人に対し現実に24時間体制の居宅介護が行われているからといって、上記(2)の限度で仮の義務付けに係る処分をするべき緊急の必要性を否定することは相当でない。

(4) なお、本決定確定日の前日までの介護給付費の支給は、既に経過した期間に要した介護サービスに対する支給であるから、それがされないことによる損害は、金銭賠償のみによって甘受させることが社会通念上著しく不合理であるとはいえない。したがって、償うことのできない損害を避けるための緊

急の必要が認められるのは、本決定確定日からの処分の仮の義務付けに限られるというべきである。

3 争点(2)（本案について理由があるとみえるか）について

(1) 本件決定が裁量権を逸脱、濫用したものか

ア 市町村が介護給付費の支給量を決定するに当たっては、その市町村の財政を考慮することが必要不可欠であり、自立支援法22条1項に基づく本件規則12条には、勘案すべき9事項が抽象的に規定されているにすぎないことからすると（上記第2の1(1)ク、(3)ウ），各障害者に対していかなる種類の障害福祉サービスをいかなる支給量で行うかは、市町村の合理的裁量に委ねられていると解するべきである。したがって、市町村が各障害者に対してした介護給付費の支給決定の適否を裁判所が審査するに当たっては、当該決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その勘案要素の選択等の過程に合理性を欠くところがないかを検討し、処分行政庁に与えられた裁量権の範囲を超えて、又は濫用した場合に限って違法になると判断するべきである。すなわち、その勘案の過程において、重視すべきでない要素を過度に評価し、考慮すべき要素を考慮しないこと等により、当該決定が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるような場合には、処分行政庁に与えられた裁量権の範囲を超えて、又は濫用したものとして違法となると解するのが相当である。

イ これを本件についてみると、上記1(1)ア(ウ)、エ(ア)(ウ)、オ(ケ)の事実によれば、処分行政庁は、主たる介護者である■■■の就寝時間等相当分として1日8時間（1か月248時間）を想定し、■■■が起床中は、原則として、■■■が1人で申立人に対する全ての介護サービスを行うべきという前提で、本件決定を行ったことが認められる。

しかし、上記2(2)のとおり、申立人は、ほぼ常時、介護者がその側にい

て、見守りも含めた介護サービスを必要とする状態にあるところ、[]の年齢（本件決定当時73歳）や健康状態等に鑑みると、介護保険法による1日3.5時間分の介護給付があること（上記1(4)エ）や、[]の体調不良等やむを得ない場合の緊急時対応分として1か月20時間を想定していたと認められること（上記1(1)ア(イ), エ(イ)(ウ), オ(イ)）を考慮しても、処分行政庁がとる上記前提は、相当性を欠くと言わざるを得ない。

したがって、本件決定は、[]が申立人の介護を行っているという要素を過度に評価する一方で、申立人及び[]の心身の状況等の考慮すべき要素を十分に考慮しておらず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものというべきである。よって、本件決定は、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分と一応認められる。

(2) 義務付けの請求について理由があるとみえるか

上記1のとおり認められる申立人の希望する支給量、障害程度区分、申立人の身体状況等、申立人の介護の状況等、介護保険法による介護給付等に鑑みれば、少なくとも、緊急の必要性が認められる重度訪問介護の支給量を1か月511.5時間とする介護給付費支給決定の限度では、処分行政庁において、その処分をしないことが裁量権の逸脱濫用になると認められる。よって、上記の処分の限度では、義務付けの請求について理由があるとみえると認められる。

4 他の要件について

(1) 本案事件が適法に提起されていること

上記第2の2(2)アカのとおり、申立人は、平成22年9月16日、訴えを提起し、平成23年9月21日、本件決定の取消し及び平成23年度の重度訪問介護の支給量を651時間とする介護給付費支給決定の義務付けを求める訴えを追加する旨の訴えの変更をしたこと（本案事件の係属）が認められる。

なお、自立支援法に基づく介護給付費支給決定の取消しを求める訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされている（行政事件訴訟法8条1項ただし書き、自立支援法105条、97条1項）。しかし、上記第2の2(2)オのとおり、申立人は、同年6月24日、本件決定を不服として、和歌山県知事に対して審査請求したところ、同審査請求があった日から既に3か月が経過しているので、裁決を経ないで本件決定の取消しの訴えを提起することができる（行政事件訴訟法8条2項1号）。

よって、本案事件は適法に提起されていると認められる。

(2) 公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないこと

本件において、仮の義務付けが認められたとしても、第三者の権利等を侵害、制約することになるわけではないし、相手方の支出の増加も多額に上るわけではない。したがって、仮の義務付けを認めることによって、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとは認められない。

5 仮に義務付ける決定の有効期間

本件決定の有効期間は、平成23年6月1日から平成24年5月31日までとされている（甲B14）。

この点、自立支援法に基づく重度訪問介護の介護給付費支給決定は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間内に限り、効力を有するとされている（自立支援法23条、本件規則15条1項1号。上記第2の1(1)ロ、(3)オ）。

したがって、仮に義務付ける支給決定の有効期間も、平成24年5月31日までとするのが相当である。

ただし、本案事件の判決が確定すれば、仮に義務付ける支給決定の効力を存続させる意味はないから、平成24年5月31日までに本案事件の判決が確定

したときは、仮に義務付ける支給決定の効力は当該確定時までにとどめるのが相当である。

第4 結論

以上によれば、本件申立ては、処分行政庁に対し、本決定の確定の日から平成24年5月末日まで（ただし、同時点までに、本案事件の判決が確定したときはそのときまで）の間、申立人が平成23年5月11日にした介護給付費支給申請に対して、重度訪問介護の支給量を1か月511.5時間とする障害者自立支援法に基づく介護給付費支給決定の仮の義務付けを求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを却下すべきである。

よって、主文のとおり決定する。

平成23年9月26日

和歌山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 高橋善久

裁判官 永野公規

裁判官 田中一孝

相手方支給基準

1 基本時間数

介護力 障害程度区分	介護力A (当該障害者のみにより構成される世帯の場合は、同居家族が居るが、何らかの理由により同居者からの介護だけでなく家事についても負担が望めない場合)	介護力B (現に介護を行っている者があり、家事の負担は一定期待できるが、何らかの理由により介護にあたる時間や能力が大きく制限される場合)	介護力C (現に介護を行っている者があり、介護力A、Bのいずれにも該当しない場合)
区分6	206	172	137
区分5	165	138	110
区分4	132	110	88

2 加算時間の評価点数

	加算項目	加算点数
住居の状況・世帯の状況	(平成20年3月まで) 住居内の状況として車いすによる移動が不可能であり、常に抱えての移動が必要となる場合(車いす利用者に限る) (平成20年4月から) 住居内の状況として車いすによる移動が困難な場合	1
	住居の物理的な環境から、入浴に非常に手間がかかる場合(ただしケアプランに入浴が含まれる場合)	1
	長期間の入所・入院状態から退所・退院するにあたり、一時的に多くの支給量が必要な場合(3ヶ月ごとに状況確認し、最大6ヶ月間)	5
	家族等との同居から単身生活を始めたばかりで生活に慣れるまで一時的に多くの支給量が必要な場合(3ヶ月ごとに状況確認し、最大6ヶ月間)	5
本体状況するものによる	物理的に時間を要するコミュニケーション支援が必要な場合	4
	排泄介護・水分補給・体位変換等のため、夜間介護が必要な場合	5
	医療的介護が常時必要	6
	治療の必要な疾患があり、医師より健康管理が必要な場合	3
	嚥下が困難であり、食事に時間を要する場合(ただしケアプランに食事介護が含まれる場合)	1
	嚥下が困難等のため、きざみ食やミキサー食等が必要であり、物理的に調理行為に時間を要する場合(ただしケアプランに調理が含まれる場合)	1
	体重・体格・麻痺等の状況から移乗等に際して1人での対応が困難であり、2人介護の必要な場合(ただしケアプランに2人介護が含まれている場合)	5
加算項目の合計評価点		点

3 加算時間数

加算評価点数の合計点数	基本時間数	加算割合		加算時間数
		平成20年3月まで	平成20年4月から	
<input type="checkbox"/> 1点～2点		×10%	×15%	
<input type="checkbox"/> 3点～4点		×15%	×20%	
<input type="checkbox"/> 5点～6点		×20%	×25%	
<input type="checkbox"/> 7点～8点		×25%	×30%	
<input type="checkbox"/> 9点～10点		×30%	×35%	
<input type="checkbox"/> 11点～12点			×40%	
<input type="checkbox"/> 13点～14点		×36%	×45%	
<input type="checkbox"/> 15点～			×50%	
合計加算時間数				時間

※ 端数は切り上げ

4 減算時間数

減算項目	減算時間数
<input type="checkbox"/> ケアホーム入居者の経過的給付で区分6の場合	152
<input type="checkbox"/> ケアホーム入居者の経過的給付で区分5の場合	118
<input type="checkbox"/> ケアホーム入居者の経過的給付で区分4の場合	90
<input type="checkbox"/> 区分6で日中活動系サービスを受けている場合	103
<input type="checkbox"/> 区分5で日中活動系サービスを受けている場合	82
<input type="checkbox"/> 区分4で日中活動系サービスを受けている場合	66
<input type="checkbox"/> 区分6で介護保険対象者	103
<input type="checkbox"/> 区分5で介護保険対象者	82
<input type="checkbox"/> 区分4で介護保険対象者	66
合計減算時間数	時間